

## 企画競争実施の公示

令和元年8月21日  
観光庁国際観光課長  
小林 太郎

次のとおり、企画書の提出を招請します。

### 1. 業務概要

- (1) 業務名 MICE向け満足度の高い支援プログラム等に関する海外事例調査業務
- (2) 業務内容 本業務では海外で提供されている、MICE向け満足度のまたはストレスフリーな支援プログラム等について調査分析を行う。

- (3) 履行期限 令和2年1月17日（金）

### 2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 平成31・32・33年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一参加資格）において「役務の提供等」に格付けされ、競争参加資格を有すものであること。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3. 手続き等

#### (1) 担当課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2  
国土交通省 観光庁 国際観光部 参事官（MICE）付 鈴木・井上  
電話 03-5253-8938（直通）

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和元年8月21日から令和元年9月10日まで、(1)に同じ。  
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

#### (3) 提案書の提出方法、提出先及び提出期限

持参、郵送（書留郵便に限る）に限る。(1)に同じ。令和元年9月10日（火）17時

#### (4) 説明会実施の有無、日時及び場所等

説明会は実施しません。

#### (5) 企画提案に関するヒアリング実施の有無、日時及び場所

ヒアリングは実施しません。

### 4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出等に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争委員会に提出された企画書は、当該企画者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施結果、唯一最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係が生じるものではない。
- (8) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表することとする。
  - ① 特定した企画書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
  - ② 企画競争参加者毎・評価項目毎の評価得点及び合計点
- (9) その他の詳細は説明書による。